

調達要求番号：07-1-4000-0001-0001-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00021
名称	一般廃棄物の回収・運搬	防衛大臣承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年 2月 14日
		改正年月日	令和 年 月 日
		沖縄基地隊本部総務科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊における一般廃棄物の回収・運搬（以下、役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

b) 関連文書

法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達4号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

契約の相手方は、うるま市発行の一般廃棄物収集運搬業許可証を保有し、履行場所の一般廃棄物を運搬車両により巡回回収後、構外へ搬出し、廃棄物処理法に基づき清掃処理場に搬入する。

なお、指定のごみ袋での収集が必要なものは指定のごみ袋、その他は透明なビニール袋とし、官側で準備する。

2.2 運搬車両

パッカー車（可燃物）及びじん芥収集可能車（資源・不燃物）とする。じん芥収集可能車を使用する場合は、ゴミの飛散防止処置を実施する。

2.3 期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）とする。

2.4 回収日時

回収日は、契約締結後から付図1を基準とし、時間は午後1時30分からとする。

2.5 数量等

数量等は、表1による。

表1-数量等

種類	単位	数量	重量
一般廃棄物の回収・運搬	回	142	可燃物 45,300 k g
			不燃物 110 k g
			資源物 15,000 k g

2.6 履行場所

履行場所は、次による。(付図2)

- a) 沖縄基地隊本部地区じん芥集積所 (以下「本部地区」という。)
- b) 沖縄基地隊本部補給科地区じん芥集積所 (以下「補給科地区」という。)
- c) 沖縄基地隊本部港務科地区じん芥集積所 (以下「港務科地区」という。)
- d) 沖縄基地隊掃海艇棧橋地区じん芥集積所 (以下「掃海艇棧橋地区」という。)
- e) 沖縄海洋観測所地区 (以下「観測所地区」という。)

2.7 回収要領

本部地区～観測所地区～掃海艇棧橋地区～補給科地区～港務科地区を巡回し回収する。

2.8 分別

一般廃棄物の分別は、付図3のとおり。

2.9 履行確認

履行月終了後の都度、役務確認書(付図4)を作成し、検査官へ提出する。

3 監督・検査

3.1 監督

監督は、役務の履行状況の確認を立会い等により実施する。

3.2 検査

検査官は、提出書類をもって審査とする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	名称	部数	提出先	提出時期	備考
1	着手届	3	監督官	契約締結後速やかに	書式22 ^{a)}
2	役務確認書	3	検査官	履行月終了の都度	付図4
3	終了届	3	検査官	履行月終了の都度	書式22 ^{a)}
4	一般廃棄物収集運搬業許可証の写し	2	監督官	契約締結後速やかに	

注^{a)} 海上自衛隊契約規則に実施に関する細部(海幕経第183号。27.3.18)

4.2 保全等

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。
- b) 契約の相手方は、作業中及び運搬中の安全管理にそれぞれの関連する法規及び規則に従い、必要な措置を行う。
- c) 本件に関連して業務上知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。
- d) 本作業実施中に官側施設及び器具等に損害を与えた場合は、契約の相手方が無償で原状に復元する。契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力しないものを配置すること。

- e) 作業員が作業実施のため基地内に立ち入る際は、入門許可証により許可を受ける。また、監督官から立ち入りの指示を受けた場所以外へは、許可なく立ち入ってはならない。

4.3 疑義事項

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議する。

4月

13回

日	月	火	水	木	金	土
		1	②	3	④	5
6	⑦	8	⑨	10	⑪	12
13	⑭	15	⑯	17	⑰	19
20	⑳	22	㉓	24	㉕	26
27	㉘	29 昭和の日	㉚			

5月

12回

日	月	火	水	木	金	土
				1	②	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	⑦	8	⑨	10
11	⑫	13	⑭	15	⑯	17
18	⑰	20	㉑	22	㉓	24
25	㉖	27	㉘	29	㉚	31

6月

13回

日	月	火	水	木	金	土
1	②	3	④	5	⑥	7
8	⑨	10	⑪	12	⑬	14
15	⑯	17	⑰	19	⑳	21
22	㉓	24	㉕	26	㉗	28
29	㉚					

注記 丸で示す日を回収の標準とする。

7月

12回

日	月	火	水	木	金	土
		1	②	3	④	5
6	⑦	8	⑨	10	⑪	12
13	⑭	15	⑯	17	⑰	19
20	21 海の日	22	⑳	24	㉕	26
27	㉘	29	㉙	31		

8月

12回

日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	④	5	⑥	7	⑧	9
10	11 山の日	12	⑬	14	⑮	16
17	⑰	19	⑳	21	㉑	23
24	㉒	26	㉓	28	㉔	30
31						

9月

12回

日	月	火	水	木	金	土
	①	2	③	4	⑤	6
7	⑧	9	⑩	11	⑫	13
14	15 敬老の日	16	⑰	18	⑱	20
21	⑳	23 秋分の日	㉔	25	㉖	27
28	㉗	30				

注記 丸で示す日を回収の標準とする。

10月

13回

日	月	火	水	木	金	土
			①	2	③	4
5	⑥	7	⑧	9	⑩	11
12	13 スポーツの日	14	⑮	16	⑰	18
19	⑳	21	㉒	23	㉔	25
26	㉗	28	㉙	30	㉓	

11月

10回

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 文化の日	4	⑤	6	⑦	8
9	⑩	11	⑫	13	⑭	15
16	⑰	18	⑱	20	㉑	22
23 勤労感謝の日	24 振替休日	25	㉒	27	㉔	29
30						

12月

12回

日	月	火	水	木	金	土
7	①	2	③	4	⑤	6
8	⑧	9	⑩	11	⑫	13
15	⑮	16	⑰	18	⑱	20
22	㉒	23	㉔	25	㉖	27
29	29	30	31			

注記 丸で示す日を回収の標準とする。

1月

11回

日	月	火	水	木	金	土
				1 元旦	2	3
4	5	6	⑦	8	⑨	10
11	12 成人の日	⑬	⑭	15	⑯	17
18	⑰	20	⑳	22	㉓	24
25	㉖	27	㉘	29	㉚	31

2月

10回

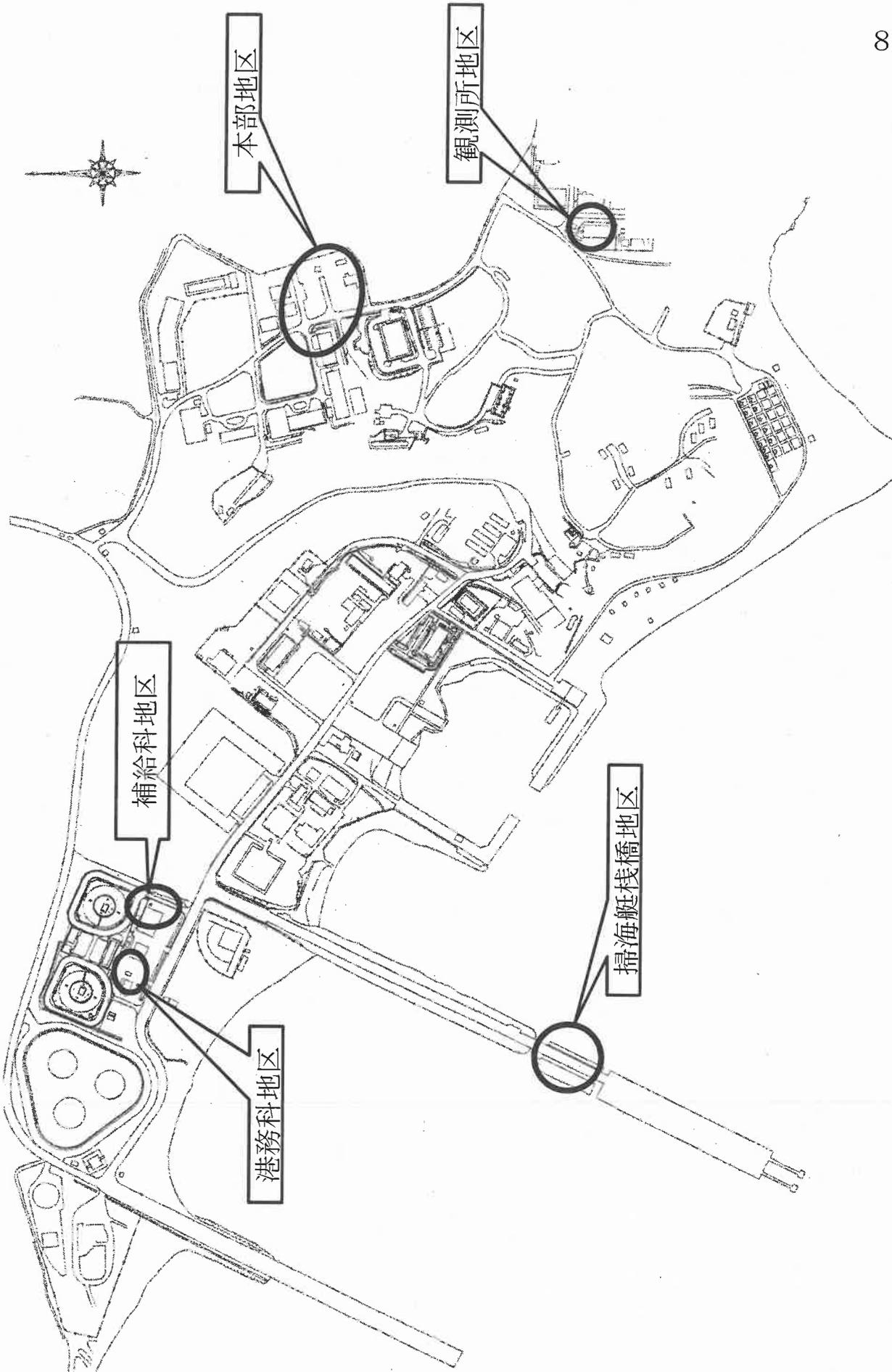
日	月	火	水	木	金	土
1	②	3	④	5	⑥	7
8	⑨	10	11 建国記念の日	12	⑬	14
15	⑯	17	⑱	19	⑳	21
22	23 天皇誕生日	24	㉕	26	㉖	28

3月

12回

日	月	火	水	木	金	土
1	②	3	④	5	⑥	7
8	⑨	10	⑪	12	⑬	14
15	⑯	17	⑱	19	20 春分の日	21
22	㉓	24	㉕	26	㉖	28
29	⑳	31				

注記 丸で示す日を回収の標準とする。



付図2—沖繩基地隊内地図

可燃物	燃やせるゴミ うるま市指定のごみ袋	生ゴミ、食用油、紙くず、細かい草、枝、布、 プラスチック類、ビニール類 ペンキかす等、布団
不燃物	燃やせないゴミ うるま市指定のごみ袋	調理機材等の金属類、陶器類、ガラス、小型電 気製品、包丁等刃物類、割れガラス、ライター
	有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計 ※蛍光灯、電球は割れていれば紙等につつま 燃やせないごみとして出す
資源 ゴミ	古紙類 1～3に分別 (紙紐でくくる)	1 新聞紙・ちらし・OA用紙 2 本類 3 段ボール等 ※濡らさずに出す
	缶類	 スチール缶、  アルミ缶、スプレー缶 ※空のペンキ缶、油缶、一斗缶は燃やせないごみ として出す。 内容物を除去し、吸殻等異物を混入しない。 スプレー缶は中身を取り除いてから。
	ビン類	一升瓶等リサイクルできるものについては可能 な限りリサイクルに努める。
	ペットボトル うるま市指定のごみ袋	 左のマークのあるものだけ出す。 PET ※マークがないものは燃やせるごみとして、 同様に無色透明以外についてももやせるごみへ。

付図3 一般廃棄物の分別表

検査官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

役 務 確 認 書 (月 分)

件 名 一般廃棄物の回収運搬

契 約 番 号

契 約 年 月 日

実 施 期 間

実 施 場 所 仕様書のとおり

役 務 区 分	単 位	数 量
一般廃棄物の回収・運搬		

仕様書に基づき、上記のとおり確認した。

年 月 日

検 査 官 官 職 氏 名

印